

流域下水道事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

下水道法(昭和33年法律第79号)第31条の2第2項の規定に基づき、平成25年度において県の行う流域下水道事業に要する経費について、関係市町が負担すべき金額を次のとおり定めます。

1. 市町が負担する部分

県が行う流域下水道事業に要する費用から国費を除いた額の2分の1

事業費	国費	1/2		1/2		
		県(起債)		市町負担金		
				A市	B市	C町

関係市町の負担割合は汚水量をベースに各処理区の構成市町からなる下水道推進連絡協議会で協議、決定している。

2. 負担すべき金額

○湖南中部処理区

市町名	負担金額(円)
大津市	66,726,872
近江八幡市	45,851,124
草津市	74,818,247
守山市	48,979,790
栗東市	46,876,033
甲賀市	54,320,098
野洲市	45,959,010
湖南市	45,149,873
東近江市	82,855,680
日野町	12,730,430
竜王町	15,157,843
計	539,425,000

○湖西処理区

市町名	負担金額(円)
大津市	25,531,750

○東北部処理区

市町名	負担金額(円)
彦根市	169,326,967
長浜市	188,347,256
東近江市	29,535,572
米原市	52,112,501
愛荘町	40,566,309
豊郷町	11,030,737
甲良町	12,267,829
多賀町	12,267,829
計	515,455,000

○湖南中部処理区(守山栗東雨水幹線)

市町名	負担金額(円)
守山市	1,961,250
栗東市	1,788,750
計	3,750,000

○高島処理区

市町名	負担金額(円)
高島市	8,810,500

4処理区合計 1,092,972,250 円

3. 根拠法

下水道法

(市町村の負担金)

第31条の2 第3条第2項又は第25条の2第1項の規定により公共下水道又は流域下水道を管理する都道府県は、当該公共下水道又は流域下水道により利益を受ける市町村に対し、その利益を受ける限度において、その設置、改築、修繕、維持その他の管理に要する費用の全部又は一部を負担させることができる。

2 前項の費用について、同項の規定により市町村が負担すべき金額は、当該市町村の意見を聞いたうえ、当該都道府県の議会の議決を経て定めなければならない。

**流域下水道事業に要する経費について関係市町が負担すべき
金額を定めることにつき議決を求めることについて**

下水道法（昭和33年法律第79号）第31条の2第2項の規定に基づき、平成25年度において
県の行う流域下水道事業に要する経費について、関係市町が負担すべき金額を次のとおり
定めます。

関 係 市 町 名	負 担 す べ き 金 額
大 津 市	92,258,622
彦 根 市	169,326,967
長 浜 市	188,347,256
近 江 八 幡 市	45,851,124
草 津 市	74,818,247
守 山 市	50,941,040
栗 東 市	48,664,783
甲 賀 市	54,320,098
野 洲 市	45,959,010
湖 南 市	45,149,873
高 島 市	8,810,500
東 近 江 市	112,391,252
米 原 市	52,112,501
日 野 町	12,730,430
竜 王 町	15,157,843
愛 荘 町	40,566,309
豊 郷 町	11,030,737
甲 良 町	12,267,829
多 賀 町	12,267,829
計	1,092,972,250

ただし、関係市町の事業費に増減があった場合においては、知事は、
その増減の額に応じて負担すべき金額を変更することができる。